

# 浜松市会計年度任用職員（外国人児童生徒就学支援員） 募集案内

次のとおり、浜松市の会計年度任用職員を募集します。

令和7年10月1日  
浜松市教育委員会

## 1 勤務場所・業務概要・任用予定日・任用予定人数

| 区分      | 勤務場所     | 業務概要                               | 任用予定日    | 予定人員 |
|---------|----------|------------------------------------|----------|------|
| ①ポルトガル語 | 浜松市立小中学校 | 外国人児童生徒への学習及び校内生活支援、保護者との連絡（通訳、翻訳） | 令和8年4月1日 | 若干名  |
| ②フィリピン語 |          |                                    |          |      |

## 2 応募資格

### (1) 区分ごとの応募資格

| 区分 | 応募資格   |
|----|--|
| ①  | ・日本語とポルトガル語の通訳ができ、小学校6年生レベルの漢字が理解できること。<br>・パソコン（ワード、エクセル）の基本的な操作ができること。 |
| ②  | ・日本語とフィリピン語の通訳ができ、小学校6年生レベルの漢字が理解できること。<br>・パソコン（ワード、エクセル）の基本的な操作ができること。 |

### (2) 区分①、区分②共通の応募資格

次のいずれにも該当しない者

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- 令和7年11月17日時点において、浜松市会計年度任用職員（浜松市内の学校において当募集業務以外の外国人支援に携わる会計年度任用職員は除く）として令和8年4月1日以降に任用が予定されており、現在任用待機中の人、又は現在任用されている人は原則として受験することができません。

※ただし、令和7年11月17日時点において、浜松市会計年度任用職員として外国人児童生徒就学支援員に従事しており、最初に任用された日から起算して、5年目又は4年目の職員で、令和9年3月30日までに5年目の任用期間を満了する人は受験することができます。（当任用選考試験に合格した場合には、現在の任期満了日の翌日から任用します。）

### 3 選考の方法等

- (1) 内容 筆記試験、実技試験（通訳）、面接
- (2) 日時 1次試験 令和7年11月17日（月） 午後1時30分から  
※1次試験に合格した方は、2次試験を受けていただきます。  
2次試験 令和7年11月26日（水）午後
- (3) 場所 〒430-0929  
浜松市中央区中央一丁目2-1  
イーステージ浜松オフィス棟 5階 第1会議室

### 4 応募手続・期間

|      |   |
|------|---|
| 提出書類 | (1) 任用選考応募用紙<br>(2) 履歴書・自己紹介書（所定の様式）<br>(3) 返信用封筒（整理票送付用）<br>＜長形3号封筒に住所・氏名等を記入し、110円切手を貼付したもの＞                                    |
| 申込先  | 上記の書類を、 <u>浜松市教育委員会 教職員課 採用担当</u> へ郵送もしくは持参してください。<br>【送付先】<br>〒430-0929<br>浜松市中央区中央一丁目2-1 イーステージ浜松オフィス棟 5階<br>浜松市教育委員会 教職員課 採用担当 |
| 受付期間 | ・令和7年10月1日（水）から令和7年10月29日（水）まで<br>（ただし、土・日曜日、祝日を除く。）<br>・受付時間は、午前8時30分～午後5時15分<br>・郵送の場合は、令和7年10月29日（水）必着                         |
| 整理票  | 令和7年11月7日（金）頃に整理票等を発送します。   |

### 5 任用・報酬等

- (1) 報酬額は、157,400円を標準月額とします。また、このほか通勤経費、期末手当等を支給します。（報酬額等は改定される場合があります。）
- (2) 勤務時間は、4週間を平均して1週間当たり30時間です。（週5日勤務、1日6時間）
- (3) 選考の結果、任用予定者名簿に登載された方は、原則として令和8年4月1日から令和9年4月1日までの間に、会計年度任用職員として任用します。
- (4) 任用の日から1月の間は条件附採用期間となります。
- (5) 任用期間は原則として、任用の日から同日の属する会計年度の末日までとします。ただし、通算して5年を上限に更新する場合があります。
- (6) 社会保険等については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

## 6 その他

- (1) 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。  
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。
- (2) 選考内容については、お答えできませんのでご了承ください。
- (3) 提出書類は一切お返しいたしませんのでご了承ください。
- (4) ご自分の任用選考の成績及び結果についてお知りになりたい方は、合格発表日以後1年間に限り本人からの申請に基づいてお知らせします（ただし、対象者は不合格者に限ります。）。様式は問いませんので、整理番号、氏名、生年月日、住所及び電話番号を記載した「成績開示希望」と書いた書面により、あて先を明記し切手を貼った返信用封筒（定形）を必ず同封して、下記の問い合わせ先まで郵送により申請してください。
- (5) この募集案内、応募用紙及び履歴書・自己紹介書は、市ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

浜松市公式ホームページトップ ⇒

- (6) その他不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。
- <任用選考に関すること>  
浜松市教育委員会 教職員課 採用担当 TEL053-457-2414
- <業務内容等に関すること>  
浜松市教育委員会 教育支援課 外国人支援グループ TEL053-457-2429